

第6章 大綱（将来像）と基本方針

1. 目指す将来像

史跡久喜銀山遺跡は、この地において連綿と営まれてきた人々の暮らしに寄り添いながら、今日に至るまでその姿を残し続けてきた史跡である。本遺跡の保存・活用（整備を含む）は、史跡を確実かつ恒久的に保存し、かけがえのない価値を未来へ継承していくことが原則である。

邑南町が合併以来目指してきた「和」の町づくりの実現に向け、各種政策を実践していく中で、多様化する行政課題や地域課題に対応するため、町民一人ひとりが心を通わせ一体感を持って、ともに知恵を出し合い解決に向かうことが求められている。

こうした方向性のもとに、史跡の本質的価値を多くの人が理解し、住民・地域団体をはじめ多様な協力・支援、参加の輪を広げながら、本史跡の保存・活用を地域社会総がかりで取り組む姿を目指す将来像とする。

【目指す将来像】

**史跡久喜銀山遺跡の本質的価値をみんなが理解し、
地域社会総がかりで、
史跡の保存・活用に取り組んでいる。**

＜本質的価値＞

- ・日本古代中世の銀生産技術を示す典型例
- ・戦国時代に毛利領の経済・軍事を担った銀と鉛の生産遺跡
- ・石見銀山との関係（銀生産に不可欠な鉛の供給）
- ・明治期の民間人による鉱山近代化の成功例

2. 基本方針

（1）保存（保存管理）

史跡を適切に保存（保存管理）するための方針を次のように設定する。

ア. 各要素や地区ごとの適切な保存管理

史跡久喜銀山遺跡は、生産遺跡として史跡指定された遺跡であるが、その中には生活遺跡、近代遺跡も存在し、広大な山林等の中に複数の指定範囲がある。

したがって、性格の異なる諸要素の実態に即した保存管理を行うため、防災・安全性や防犯を含め、各要素や地区ごとの適切な保存管理方法を示すものとする。また、広大な史跡指定地で、山林も面的に広がっていることから、未把握な遺構等が存在すると推定されるとともに、十分解明されていない遺構等が多数あり、考古学的調査をはじめ調査研究、及び安全面を含めた調査に取り組む。

イ. 現状変更に対する取扱いの方針・基準

土地所有者や管理者等（以下、「所有者等」という。）が史跡を円滑に保存管理するために、今後予想される現状変更に対する取扱いの方針を示すとともに、地区ごとに行行為の内容に応じた具体的な取扱い基準を示すものとする。

ウ. 史跡としての適切な保存範囲等の検討と歴史的景観の保全

史跡の本質的価値を保存し、かつ良好な状態で継承していくために、史跡指定地外に広がる史跡と関連が深い重要遺構等の追加指定を視野に入れ、周辺環境の保全に努め、歴史的景観の維持を検討する。

（2）活用

史跡の価値を確実に次代に伝えるため、管理団体である邑南町が中心となり、土地所有者や町民、保全委員会などの諸団体と連携を図りながら適切な史跡の保護に努めなければならない。その上で、史跡が有する本質的価値の諸要素を適正に活用する。

また、本史跡は郷土を知り愛することに通じる貴重な遺産でもあり、学校教育の授業や社会教育の講座などにおいて、銀や鉛の製錬だけでなく、製鉄及び関係する炭窯（穴窯等）も含めた町内鉱山の歴史的価値を学習する機会を積極的に設けるなど、愛郷心やふるさとへの誇りの醸成に向けて取り組む。

加えて、史跡久喜銀山遺跡が有する価値や魅力を正確に伝え、安全面に留意した住民等の主体的な体験・学習や交流の促進、更には地域づくりに活用する。

（3）整備

本史跡は、前述のように広大な山林等の中に、多様な遺構が存在しており、史跡全域を一体的に整備するのは困難であり、また、遺構の状況に応じた保存・活用のための整備が求められる。

このため、史跡を構成する諸要素に応じてゾーニングし、優先順位や個々の整備の関連性・効果を勘案し、遺構や場所等の特徴を生かした整備を検討する。

また、地上及び地下遺構、久喜製錬所跡の煙道（地上・地下遺構）などの史跡の本質的価値を構成する要素の整備については、各種調査等の検討を踏まえた上で管理団体が行う。

なお、整備を計画していく上では、次の点に留意する。

- ・地域住民に対しては、「史跡がある集落」において史跡と暮らしとの良好な関係が維持・向上できるよう、史跡の保存管理や活用と併せて、生活環境や景観と調和するよう整備に取り組む。
- ・史跡の来訪者に対しては、見学時の安全及び休憩の場、地域住民との交流の場などを確保する。
- ・ガイダンス機能（施設等）及び収蔵庫（展示も検討）の整備に努める。

（4）運営・体制

保存・活用の運営・体制については、法に基づき管理団体である邑南町が主体となって行うこととし、史跡の保存・活用が持続可能なものとなるよう、住民・地域団体等と連携した体制の充実を図る。

また、行政主導ではなく地域住民やその他町民等が史跡の価値を共有し、保存・活用に対して積極的に参加できるよう、出羽自治会や青年団の桜成会、久喜銀山ガイドの会など地元で地域づくり活動を行っている団体が所属している久喜銀山振興協議会を中心とした体制の構築を目指す。

第7章 史跡の保存（保存管理）

1. 方向性

史跡の本質的価値の構成要素の保存・継承を目指し、ゾーニングした範囲ごとに保存管理と現状変更の取扱い基準を定め、保存（保存管理）の方針を示す。なお、今後実施する各種調査により、新たな遺構の発見や遺構の価値付けの変更により所有者の同意を得た上で追加指定及び変更指定がなされ、史跡指定地の拡大・縮小が起こった場合には、該当する範囲について保存管理の地区区分や現状変更の取扱いを見直すものとする。

ゾーニングは、構成要素を踏まえて、「史跡指定地内で遺構・遺物が保存されている範囲」「史跡指定地内で遺構・遺物が確認されていない範囲」を「大林採掘跡群」「縄手吹所跡」「床屋吹所跡」「久喜製錬所跡」の4つの遺跡ごとに設定する。

2. 方法

史跡内の地上及び地下遺構、遺物、調査時の撮影データ・図面などを史跡の公開・学習などへの活用に生かすため、遺構の保護に留意しつつ、適切に保存（保存管理）する。史跡の公開・活用にあたっては、各種調査の成果を踏まえ、地下遺構の保存を図った上で、遺構の表現（遺構の展示・表示・復元）を、史跡の本質的価値を損なわないように進める。保存管理にあたっては、民間諸団体との連携、地域住民の協働・参画を図る。

現状変更が許可される場合は、地下遺構を破壊しないことや史跡の価値を損なわないよう景観に調和するものであることが前提となる。

史跡外で重要な遺構等が発見され場合は、追加指定も視野に入れて、当該範囲の所有者と協議する。

こうした調査及び史跡の保存に関わる行政的・技術的措置を、課題・基本方針を踏まえて整理すると、次のようになる。

（1）調査に関する取組

本遺跡の調査に関しては、これまでの調査の成果や課題を踏まえつつ、次の調査について実施を検討する。

ア. 考古学的調査（測量等を含む）

①大林採掘跡群

- ・江戸時代の屋敷帳には 175 軒の屋敷があるとの記載があるが、屋敷の敷地である平坦面及び屋敷跡等の実態は解明されていない。大林地区での鉱山町の存在を確認するため、多くの遺構が山中に所在する大林採掘跡群の測量調査を実施し、その結果を踏まえ、考古学的調査の実施を検討する。
- ・大林採掘跡群に所在する山の内吹所跡は、江戸時代前期の製錬所跡であり、その実態を解明するため考古学的調査の実施を検討する。製錬炉（吹所）は山裾にあったと思われているが、その残りは良好ではないとも考えられている。その操業年代を探るため、厚く広く堆積しているスラグの更に、下層の赤土中に見られるスラグの分析を実施する。

②その他

- ・測量や空中写真の撮影に関しては、専門業者への委託と併せて、府内所有のドローン等の活用を検討する。
- ・その他重要遺跡については、優先順位を設定し、考古学的調査の実施を検討する。
- ・整備工事を行う場合は、適宜、整備のための発掘調査等を行う。

- ・考古学的調査の結果については、報告書として取りまとめる（発掘調査報告書等）。

イ. 文献調査

- ・大学等研究機関や学識経験者等と連携しながら、各種文献調査を実施する。
- ・文献調査の成果などの収集・整理に努める。

ウ. 自然科学的・理化学的調査、地質調査等

- ・測量調査・発掘調査の成果などを踏まえつつ、遺構・遺物等の価値を確認するための自然科学的・理化学的調査の実施を検討する。
- ・坑道の活用に際しては、安全確保のための地質調査、危険箇所の確認等を行い、必要な対策につなぐ。

エ. 調査成果・情報の公開・活用

- ・考古学的調査や文献調査、自然科学的・理化学的調査等の成果については、遺跡の保護に留意しつつ、公開・活用する。
- ・発掘調査報告書等をはじめ各種調査の成果のデータベース化とともに、分かりやすい形での公開について検討する。

（2）史跡の保存（保存管理）に関する行政的・技術的措置

本史跡の保存（保存管理）に関しては、これまでの取組の成果や課題を踏まえつつ、次の事項の実施を検討する。

ア. 現状変更等への対応

この後の「（3）現状変更等の取扱い方針」及び「（4）ゾーニング範囲ごとの保存管理と現状変更等の取扱い基準」に基づきながら、現状変更等に適切に対応する。

イ. 遺構・遺物の適切な保存（保存管理）

①史跡の保存措置

- ・考古学的調査などを踏まえ、遺構の保存方策を検討するとともに、史跡整備を行う際には、必要に応じて検出遺構の保護を行う。
- ・出土遺物の特性に併せた適切な保存措置を行うこととし、既存施設の活用を含め収蔵庫（展示も検討）の確保に取り組む。

②史跡の維持管理と点検

- ・史跡指定地やその周辺においては、地域団体等と連携しながら、草刈り等の維持管理を適切に行うとともに、今後の史跡整備の状況を考慮して維持管理の方法や体制を検討する。
- ・本史跡を確実に保存し、適切に活用していくため、維持管理と併せて定期的な点検を行う体制を構築する。

③安全の確保及び防犯対策

- ・山中に位置する鉱山跡の遺跡であることを鑑み、緊急時の連絡先や連絡網、救助・保護の体制を整えるとともに、施設整備と連動させて利用面における安全対策を図る。
- ・利用者の啓発や情報提供等を通じて、遺構や遺物、整備した施設等を防犯の面からも守るとともに、ゴミのポイ捨て、不法投棄を防止する。

④保存施設の整備・更新

- ・未整備の保存施設のうち史跡の標識については、地域団体等と協議し、適地を確保し設置するとともに、境界標については、追加指定の状況等を踏まえつつ、中長期的な視点から段階的に設置を検討する。
- ・説明板や標柱（名称表示板）などについては、活用のための誘導標識等と併せて、計画的に整備・更新していく。

⑤防災対策と史跡の保存（保存管理）

- ・これまでの災害や利用等による遺構への影響・被害を確認（有無）・検証し、整備と連動させて有効な対策を検討する。
- ・土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況などを踏まえ、活用・整備と連動させながら、ソフト・ハードの両面から災害への対策を検討する必要がある。

⑥貴重な動植物の保護と鳥獣被害への対策

- ・史跡指定地やその周辺には貴重な動植物が存在することから、それらの調査を進めつつ、本史跡と関連づけて保護対策を検討する。
- ・動物に関しては、遺構の保護及び来訪者・住民の安全確保や農作物等への被害防止に向けて、関係課と連携しながら鳥獣被害防止対策に取り組む。

⑦史跡の保存（保存管理）などにおける先端技術の活用

- ・保存管理（調査を含む）における先端技術等の活用を検討する（活用、整備等も同様）。※本史跡の保存・活用の前提となる「地域住民及び町民の史跡久喜銀山遺跡や文化財への意識の醸成」については第7章、「保存管理に関わる住民等と行政の協力・連携」については第9章で記述する。

ウ. 追加指定

史跡指定地は、広大な本遺跡の一部であることから、必要な調査を進め、区域ごとの優先順位を設定しつつ、関係権利者（民有地、国有地）と調整し、計画的に追加指定に取り組む。追加指定の範囲については、「A’ 史跡と一体的な価値を構成する要素」と「B 歴史的環境を構成する要素（「A’」以外）」の中から次のとおりである。

- ・大林採掘跡群：水の奥間歩群、阿色間歩、道小間歩群、露頭掘跡、銀吹山品龍寺
- ・縄手吹所跡：大横谷間歩群、縄手間歩群、寺ノ奥間歩群、露頭掘跡、伝)千軒長屋跡
- ・床屋吹所跡：伝)床屋千軒推定地
- ・久喜製錬所跡：伝)西福寺跡

エ. 土地の公有化

史跡指定地に存在する民有地については、関係権利者の理解と協力を得ながら、要望を把握し、優先順位を勘案しつつ、計画的・段階的に公有化に取り組む。

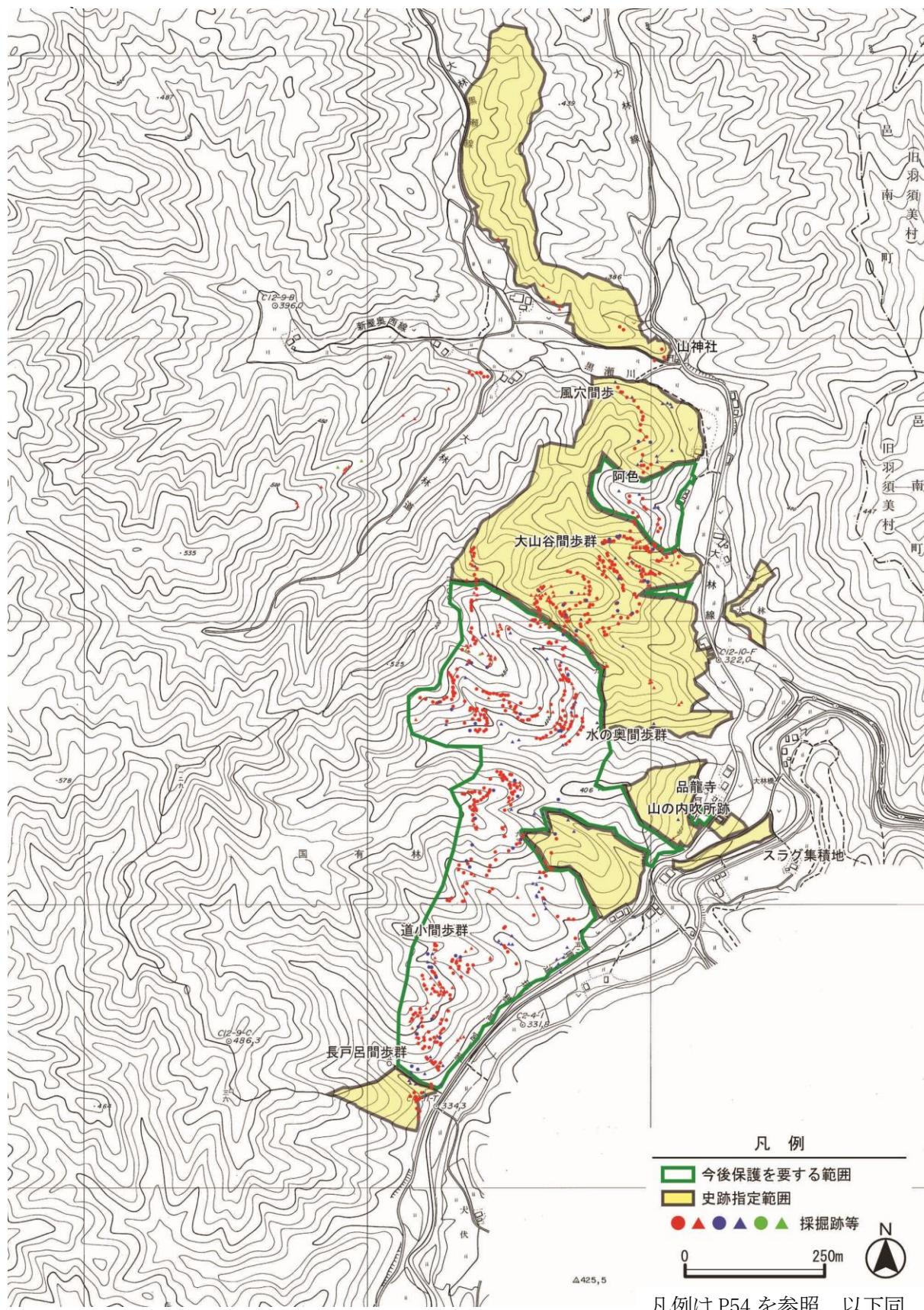


図 7-1 大林採掘跡群の今後保護を要する範囲

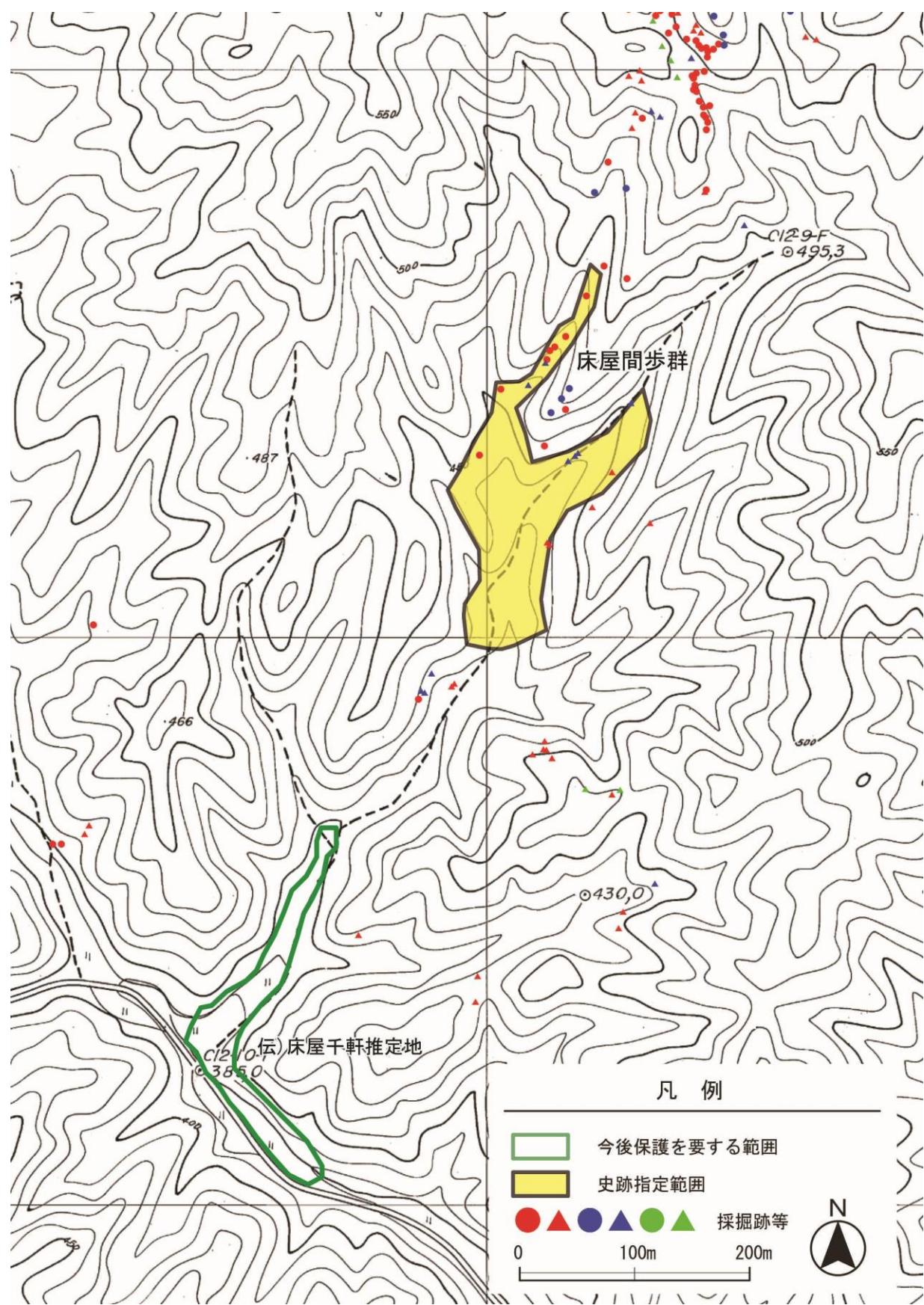
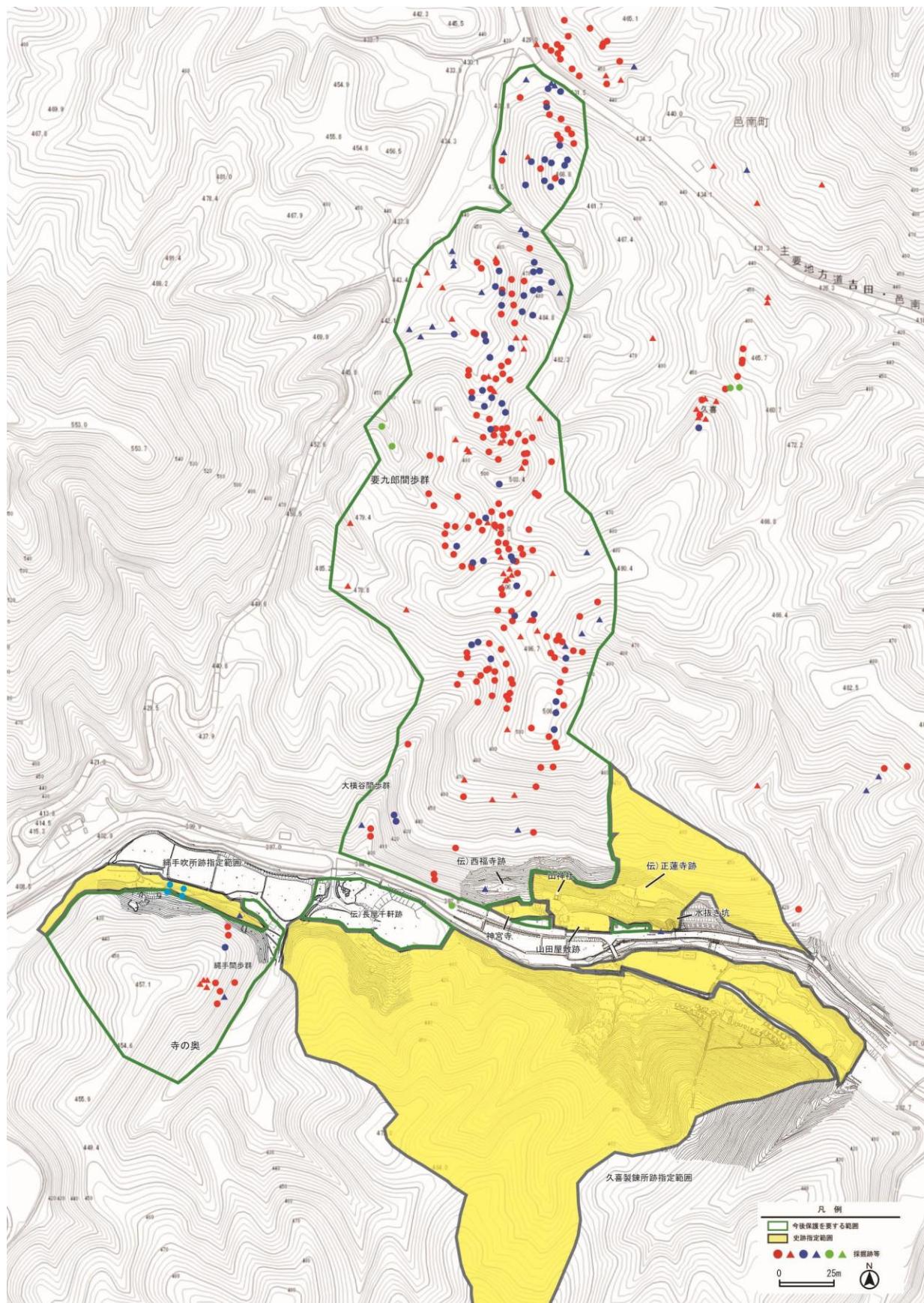


図 7-2 床屋吹所跡の今後保護を要する範囲



(3) 現状変更等の取扱い方針

史跡の価値を把握するための学術調査や保存、活用、整備のための行為以外の現況変更は原則として認めないこととする。ただし、維持の措置及び防災、公益上必要な行為については、史跡の保存管理に影響がないものに限り現状変更の許可申請の対象とする。

ア. 現状変更を認めない行為

- ①史跡の滅失、毀損又は衰亡させる恐れがある行為
- ②史跡の保存に影響を及ぼし史跡の本質的価値を損なう行為
- ③災害復旧用の目的以外の地形及び景観を破壊する行為

イ. 現状変更許可の申請のうえ許可が認められる行為

- ①発掘調査等学術調査のために必要な行為で文化庁、県と協議し計画的に実施する場合
- ②史跡の保存管理及び整備・活用上必要な行為で史跡の価値に影響を及ぼさない場合
 - ・史跡の保存管理、整備活用上必要な建築物や工作物の新築、増築、改築、除去等
- ③公益上必要な行為で史跡に影響を及ぼさない措置が執られる場合
 - ・電気、水道、ガスなどの設備設置、改修
 - ・防災上必要な施設の設置
- ④土地利用上必要な行為で史跡の本質的価値に影響を及ぼさない措置が執られる場合
 - ・建築物、工作物の新築、増築、改築、除去等
 - ・造林地での施業、既設作業道の復旧等
 - ・竹木の伐採、植栽、移植等

ウ. 現状変更許可の申請を要しない行為

法第125条の規定により許可が不用な行為について次のとおりとする。ただし、これら行為の実施にあたっては、事前に邑南町教育委員会と協議するものとする。

- ①維持の措置
 - ・毀損等したものを史跡の本質的価値に影響を及ぼすことなく史跡指定時の現状に戻す行為
 - ・毀損等の拡大を防止するための応急措置
 - ・毀損等により当該部分の復旧が明らかに不可能なため当該部分を除去する行為
- ②非常災害のために必要な応急措置
 - ・地震、風水害等の非常災害に対する応急措置については、事前に協議のうえ判断するものとする。

エ. 保存に影響を及ぼす行為のうち影響の軽微なもの（申請を要しない行為）

- ①維持管理行為
 - ・日常的な維持管理行為
 - ・既存建築物、工作物の補修（掘削を伴わず、従前と同じ素材・色彩等の仕様に限る。）
 - ・植生に関する掘削を伴わない定期的な管理行為、危険木・枯損木の伐採等の行為
- ②その他の行為
 - ・史跡活用時の売店、屋台、看板、のぼり等の仮設工作物の設置

オ. 現状変更許可の申請を要する行為のうち島根県教育委員会が行う事務

文化財保護法第125条による現状変更等の許可申請が必要な行為のうち、以下の軽微なもの

については同法施行令第5条第4項に基づき、文化庁長官の権限に属する事務は島根県教育委員会が行うこととする。以下のもの以外は文化庁長官の許可が必要である。

- ①小規模建築物の新築、増築、改築
- ②小規模工作物の設置、改修
- ③道路舗装、修繕
- ④史跡管理に必要な施設の設置、改修
- ⑤建築物などの除去
- ⑥電柱、電線、ガス管、水道管、下水道管その他これらに類する工作物の設置、改修
- ⑦竹木の伐採

(4) ゾーニング範囲ごとの保存管理と現状変更の取扱い基準

取扱い基準については、主として史跡指定地について、次のように管理計画上ゾーニングを行い、適切な保存管理を図るものとする。

ア. 史跡指定地内で遺構・遺物が保存されている範囲

- ①大林採掘跡群 採掘跡群、山の内吹所跡、銀吹山品龍寺境内、平坦面、スラグ集積地
- ②縄手吹所跡 鉛が確認された範囲、伝)長屋千軒跡
- ③床屋吹所跡 焼竈跡、製鍊炉が確認された範囲
- ④久喜製鍊所跡 製鍊関連遺構(キルン跡、ストール跡、溶鉱炉跡、横煙道及び地下登り煙道、からみ原)の範囲、山田屋敷跡敷地、神宮寺

イ. 史跡指定地内で遺構・遺物が確認されていない範囲

- ①大林採掘跡群 遊歩道、コミュニティ広場、上記ア. ①以外の範囲
- ②縄手吹所跡 上記ア. ②以外の範囲
- ③床屋吹所跡 造林地及び作業道、上記ア. ③以外の範囲
- ④久喜製鍊所跡 上記ア. ④以外の範囲

表 7-1 「ア. 史跡指定地内で遺構・遺物が保存されている範囲」における現状変更の取扱基準

項目	取扱方針
史跡整備	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の本質的価値を損なわない範囲で、積極的に価値の共有のための整備を進める。 整備後に関しては、史跡の保存・活用に必要な維持の範囲で現状変更を認める。
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理、整備活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 ただし、史跡の保存管理、整備活用上必要な建築物・工作物の新築・増築・改築・除去等の行為のうち、史跡の本質的価値を損なわず、地下遺構に影響のないものに限り認める。 日常的な管理、簡易的な補修（外壁又は屋根の塗装など小規模な修繕、内装及び屋内諸設備の補修及び修繕）は、史跡に影響のないものに限り認める。
土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理、整備活用、防災等に関わるもの以外は原則として認めない。 ただし、非常災害に伴う応急措置については、この限りではない。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設、拡幅は、史跡の保存管理、整備活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響ないものに限り認める。
埋設設備	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理、整備活用、防災に関わるもの以外は原則として認めない。 ただし、公益上必要な設備（電気・水道・ガス等）の設置・改修等において、地下遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 新規植栽は、史跡の保存管理、整備活用、防災に関わるもの以外は、原則として認めない。 ただし、小規模なものは地下遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。 伐採・伐根は、地下遺構の保護と史跡の景観保全に配慮したものに限り認める。 整備に際して、本質的価値を有しないものに関して除去を検討する。
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の調査研究、保存活用を目的とするものは認める。

表 7-2 「イ. 史跡指定地内で遺構・遺物が確認されていない範囲」における現状変更の取扱基準

項目	取扱方針
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築・増築・全面改築及び工作物の設置・改修は、必要最小限の規模とし、史跡として相応しい景観を損なわない措置が講じられる場合のみ認める。 既存建物・工作物の移設・撤去は認める。
土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、文化財保護法第 93 条・94 条による届出及び通知により、遺構に対する影響について確認し、遺構の保護を念頭に原因者と協議を行う。その上で、必要に応じて試掘を行う。確認の発掘調査を行い、重要な遺構等が発見された場合は、所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。
道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設・拡幅は、県・町等の関係部局と協議し史跡の保存を考慮の上行う。 補修は、維持管理上必要な場合、史跡に影響ないものに限り認める。
作業道	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定以前に植栽・保育・主伐等の造林施業のため開設されている作業道以外は、原則新設を認めない。 既設作業道の拡幅は、地下遺構に影響がなく、史跡の本質的価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は原則認めることとする。 補修に関しては、維持管理上必要な場合、史跡に影響ないものに限り認める。
埋設設備	<ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存管理、整備活用、防災に関わるもの及び居住者の日常生活に必要なもので、史跡の本質的価値を損なわないものに限り認める。
植栽	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の植栽・補植は、史跡の本質的価値を損なわないものに限り認める、 整備に際して、本質的価値を有しないものに関して除去を検討する。

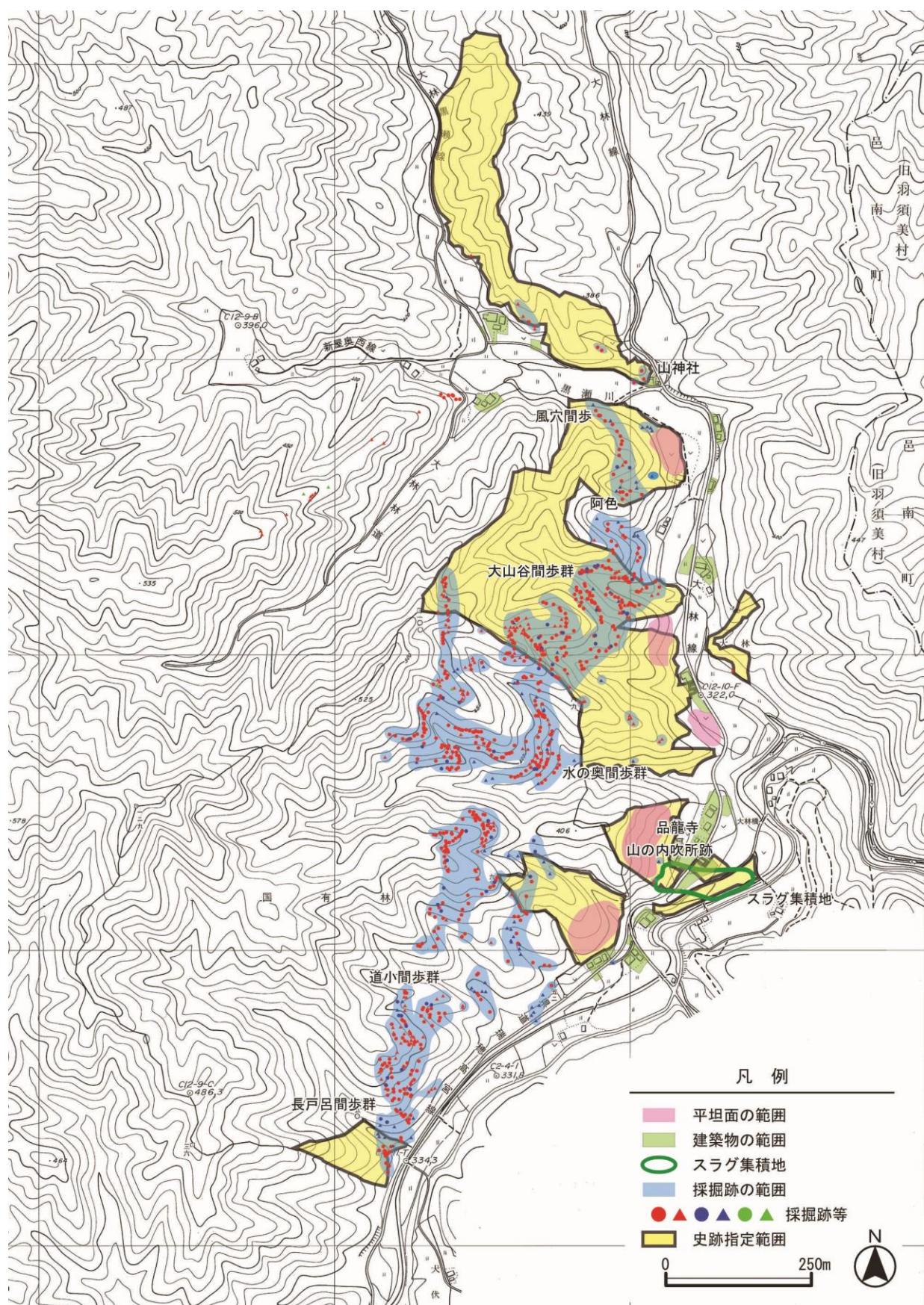


図 7-4 大林採掘跡群のゾーン分け

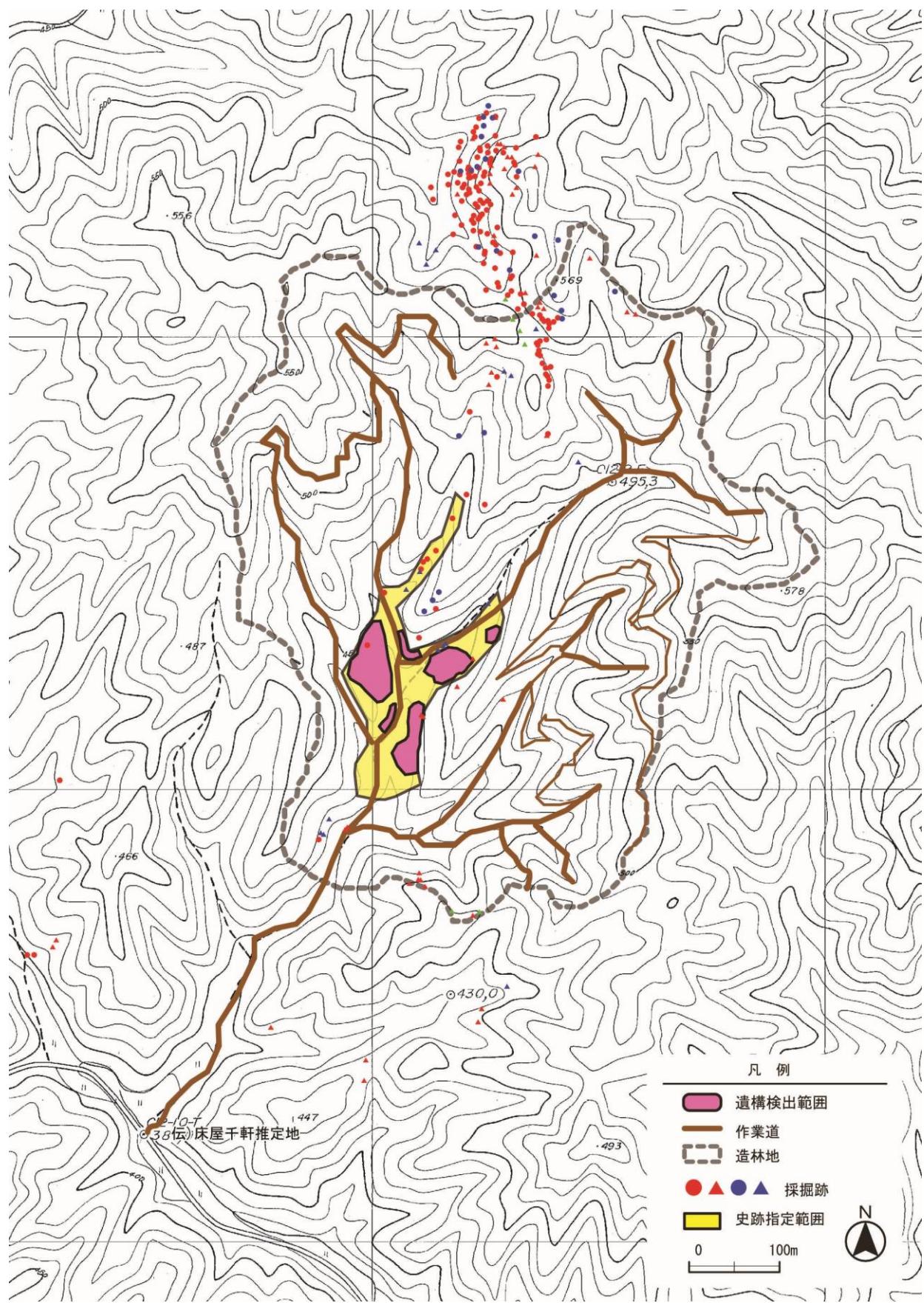


図 7-5 床屋吹所跡のゾーン分け

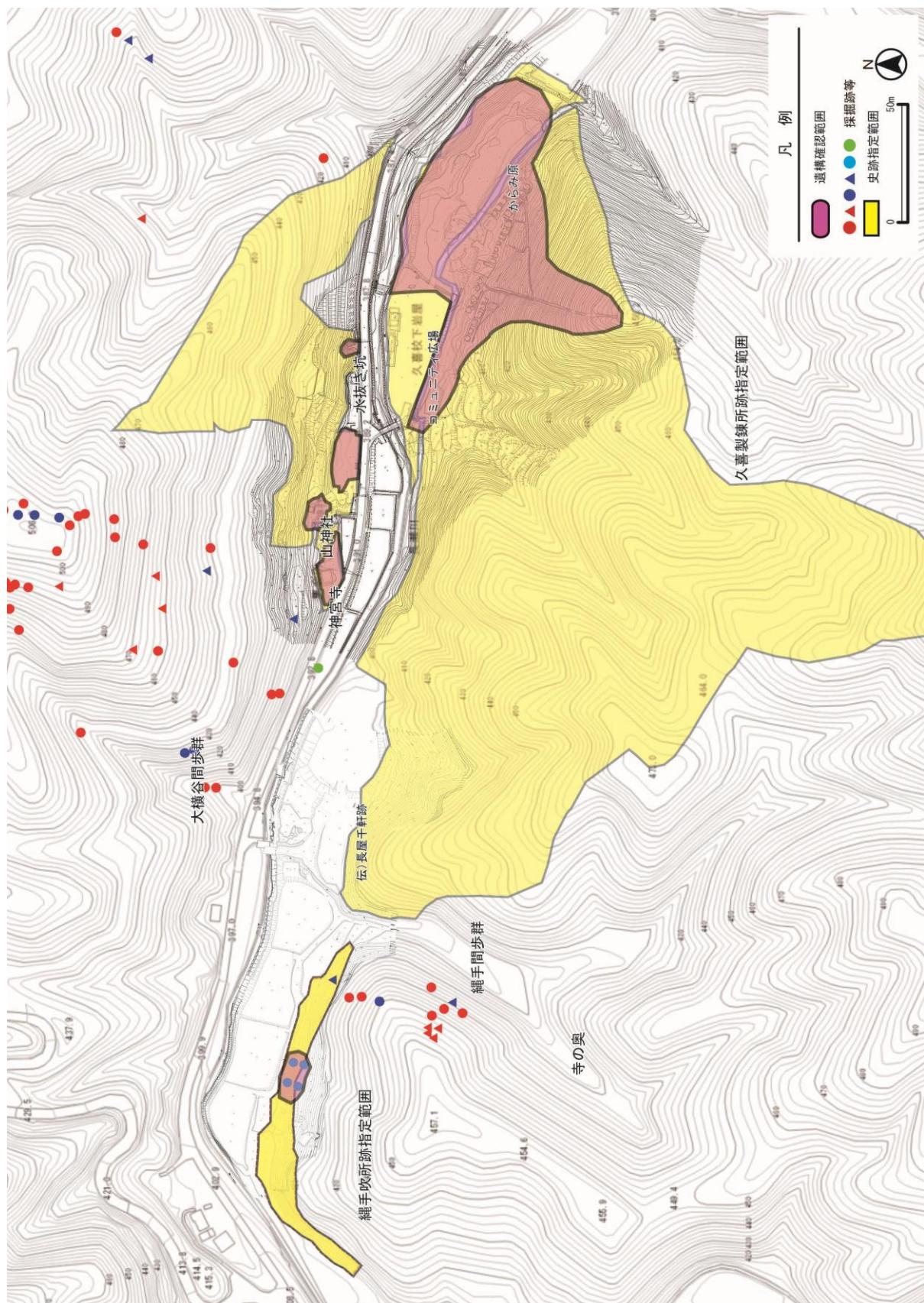


図 7-6 繩手吹所跡及び久喜製錬所跡のゾーン分け

表 7-3 史跡指定地内の現状変更許可申請区分と行為の内容

許可申請区分		行為の内容	想定される行為の例
文化庁長官	文化財保護法第125条	下記以外の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の増改築 ・切土・盛土などを伴う土地改変 ・史跡整備のための植樹 ・遺跡の保存目的の発掘調査 ・史跡整備に伴う建築物その他の工作物の設置 ・造林地(作業道含む)の新設 など
島根県教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項	<ul style="list-style-type: none"> ・2年以内の期間を限って設置される小規模建築物の新築・増改築・除去 ・工作物の設置もしくは改修(設置の日から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの)・除去 ・史跡指定前に開設された設備等での作業 ・土地の形状変更を伴わない道路の舗装もしくは修繕(土地の形状変更を伴わないもの) ・史跡管理に必要な施設(法第115条第1項に規定する史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設)の設置・改修・除去 ・電柱、電線、ガス管、上下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修(土地の形状変更が最小限のやむを得ない程度を超えないもの) ・竹木の伐採 ・建築物等(設置から50年を経過していないもので土地の形状変更を伴わないもの)の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設プレハブ等の設置及び既存プレハブの改修 ・久喜コミュニティセンターの改修 ・造林地内作業道の改修 ・造林地内での伐採・搬出作業 ・史跡の標識、説明板、境界標、その他施設の設置・改修 ・既設の埋設設備(ガス管、水道管など)の差し替え ・景観に大きく影響を与えない範囲での樹木等の伐採(伐根等の土地の改変を伴わないもの) ・住宅の除去 など
申請不要	文化財保護法第125条ただし書き	維持の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡が毀損している場合の復旧、その拡大を防ぐ応急措置、復旧が困難な場合の除去等
		非常災害のために必要な応急措置	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害時、もしくはその発生が予想される場合に緊急的に取られる応急措置
	保存に及ぼす影響が軽微である場合	維持管理行為	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な維持管理の行為 ・既存建築物、工作物の補修(掘削を伴わず、従前と同じ素材・色彩等の仕様に限る。) ・植生に関する掘削を伴わない定期的な管理行為、危険木・枯損木の伐採等の行為
		その他の行為	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡活用時の売店、屋台、看板、のぼり等の仮設工作物の設置

第8章 史跡の活用

1. 方向性

- 史跡の活用にあたっては、以下の方向性を踏まえた上で進める。
- (1) 史跡の現状保存を前提に活用及び整備を行い、史跡の価値を町内外に発信する。
 - (2) 史跡指定地内では看板及び石碑などの工作物の新たな受け入れを制限する。
 - (3) すでに設置されている案内板及び説明板などの看板については、修正が必要な場合は設置者と協議を行い、修正を依頼する。
 - (4) 調査等で判明した結果を反映させ、正しい情報を伝える。
 - (5) 調査で出土した遺物及び資料などについては、公開する機会を設ける。
 - (6) 新たな案内板及び説明板などの看板の設置については、適切な場所に設置し、来訪者の学びに資する効果及び見学の利便性向上を図る。

2. 方法

活用の課題や基本方針等、及び方向性を踏まえ、その方法を設定する。

なお、安全対策については、「第9章 史跡の整備」において整理する。

(1) 史跡に対する関心を高め、理解を深めるための活用

- ・史跡久喜銀山遺跡のもつ価値や魅力を広く伝え、学習や交流に活用していく取組を積極的に進めていくため、情報発信機能を充実させる。
- ・学習、交流、観光などの用途と対象に応じて本遺跡及び周辺にある遺跡の概要、価値、見どころ、ストーリーなどを紹介した教材、パンフレットなどの資料を作成し、町内外に配付することで、学びや興味関心を引くなどの活用を進める。
- ・町内小学生向けの社会科副読本にも史跡久喜銀山遺跡の記述があるが、平成19年(2007年)発行であり近年の調査結果が反映されていないため、学びのまち総務課及び小中学校教員と連携して新たな学習教材を作成する。

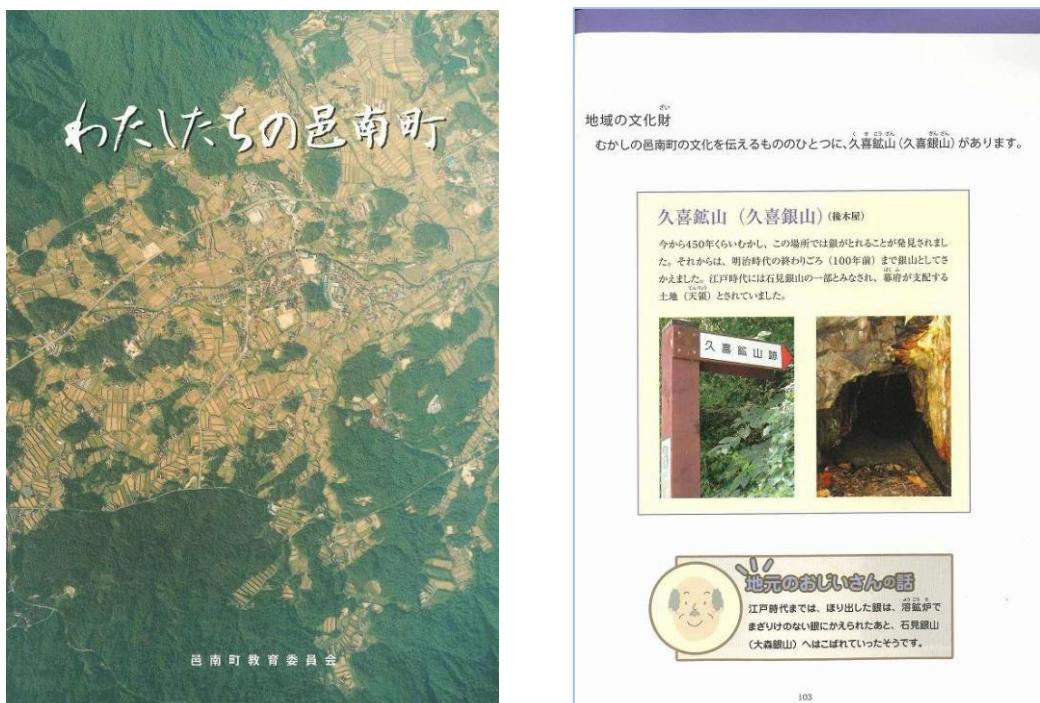


写真8-1 社会科副読本「わたしたちの邑南町」(平成19年2月発行)

- ・役場情報みらい創造課（広報・無線放送・ケーブルテレビなど）及び産業支援課（観光推進）、邑南町観光協会などの町内各種団体と連携し、ケーブルテレビ放送やインターネット、管理施設内などで史跡に関する情報を積極的に発信する。
- ・教育委員会が主催する町民大学や町内 12 公民館での地域学校、久喜銀山特別展を邑南町郷土館で行うなど、町内全地区で史跡の価値を伝える機会を設ける。
- ・ドローン等の技術・機器を活用した現状把握や情報収集等に努め、分かりやすい情報提供・発信に取り組む。
- ・以上の取組により、町民や来訪者、町外在住者にあらゆる手段を通じて、様々な世代に、広く情報発信することで、史跡の保存・活用に対する周知を図り、史跡への関心を高め、理解を深める。

（2）理解を高める場として整備し、魅力発信の場として活用

- ・史跡周辺の百石集落に所在する久喜林間学舎、及び町内の文化財の収蔵展示施設である邑南町郷土館を、史跡を解説する施設として位置づけ、来訪者に史跡の価値を伝える展示を行う。
- ・史跡指定地内に案内板及び説明板などを整備し、史跡の理解度を高める場として提供する。

※第9章・2「（2）主として活用のための整備」を参照

（3）地域住民が参画する史跡の活用

- ・除草などの史跡の環境整備については、地域及び団体の参画のもと、積極的な整備活動を進める。
- ・史跡の保護に対する地域住民の理解を深めていくため働きかけを行う。
- ・史跡の維持管理や運営などに積極的に関わる人づくり、体制づくりに向けて、出羽地域内で「出羽学講座」など史跡を知るための勉強会を開催して人材育成を図る。

（4）学びの場としての活用

- ・小中学校や地域の老人クラブ、女性部など団体の史跡見学などの地域を知る活動を通じて、町民に史跡を知ってもらう機会を設ける。さらに、史跡の知識を深めるために史跡の教材化に努める。
- ・史跡見学時のボランティアガイドなどの活動を通じて、史跡の理解を深め地域の歴史文化を伝え生かす機会を設ける。
- ・地域教材や学習教材を作成する。

（5）史跡と周辺文化財、周辺施設、ひと・周辺地域とが一体となった活用

史跡指定地及びその周辺には以下のとおり自然豊かな里山を彩る様々な要素が残されている。これら人の営みと自然環境の調和を生かして、「エコミュージアムの町」の視点を取り入れた活用に努める。

＜歴史的・文化的要素＞

- ・銀鉛鉱を採掘した採鉱場跡
- ・明治の近代化を示す鉱山に関する生産遺跡
- ・旧石器時代の遺跡である荒檻遺跡
- ・弥生時代前期の土器が出土している福音寺遺跡
- ・古墳時代後期の集落跡が確認された川ノ免遺跡
- ・鎌倉時代に築造されたと伝えられる二ツ山城跡
- ・たら製鉄により生み出された出羽鋼

- ・砂鉄採取の鉄穴流しがつくり出した鉄穴残丘が点在する盆地 など

＜自然的要素＞

- ・薬用植物、鉱山に特有な植物
- ・長瀬川に生息するオオサンショウウオ、坑道に生息するコウモリ など

史跡と周辺文化財、周辺施設、ひと・周辺地域とが一体となった活用として、「ひとづくり」から「まちづくり」につなげるという長期的な展望に立ち、次のとおり具体的な取組を行う。

＜具体的な取組＞

- ・史跡と自然及び周辺遺跡などを見学する周遊ツアーを作り出し町外からの来訪者が邑南町の魅力を体感することで、地域と関わりをもち地域活性化につながるよう史跡活用を進める。
- ・史跡周辺の観光施設としては、道の駅瑞穂、邑南町郷土館、瑞穂ハンザケ自然館、簡易宿泊施設、民泊施設などがあり、本史跡の情報提供や周遊化（周遊ツアー）などを検討する。
- ・周遊ツアーのスポット・テーマとしては、安全確保を前提とした坑道のコウモリ見学、オオサンショウウオの観察会、たたら体験、石見神楽見学・衣装体験などが想定でき、これらをつなげることで周遊ツアーが計画できる。
- ・地域の「ひと」としては、久喜・大林銀山保全委員会、地元出羽自治会、地元青年団組織の「出羽桜成会」、地域法人として「一般社団法人コミュニティパートナーズ」など、地域づくりに携わっている組織があり、こうした組織と周遊ツアーの来訪者の交流・連携を促進する。例えば、草刈りボランティアや夏祭りなどの地域づくり事業に参加してもらうことで、地域住民と来訪者、来訪者同士のコミュニケーションを生み出し、関係人口⁴の増加につなげる。
- ・来訪者のニーズに合った周遊ツアーづくりのために、町内の宿泊施設のうち、地域住民との交流拠点としての機能を備えている民泊施設と連携し、セットプランとして提供する仕組みの構築を促進する。
- ・上記の具体策（スタート）として、一般社団法人コミュニティパートナーズ、邑南町観光協会などの協力を得て、1泊2日のモニターツアーを立案・実施することで、来訪者のニーズを引き出し、滞在サービスを含んだセットプランの構築につなげていく。
- ・石見銀山ガイドの会及び久喜銀山ガイドの会の協力によるガイドツアーや交流会を通じて、地元の想いへの共感を育み、具体的な「関わりしろ」を共有し担い手の発掘・育成につなげる。

⁴ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口、でもない。地域や地域の人々と多用に関わる人にとのことを指す。

表 8-1 1泊2日モニターツアーの例（田舎あそび&地域課題探求ツアー）

1日目	内 容	備 考
11:27	田所（道の駅瑞穂）着	10:00 広島駅新幹線口発（石見銀山号）
12:00	久喜林間学舎～昼食	手作りサンドイッチ・地元産牛乳
13:00	E-bike 散策	史跡久喜銀山遺跡・志都の岩屋ほか
15:00	休憩	地元民家
15:30	農作業体験 or 史跡草刈り体験	野菜（食材）収穫・「関わりしろ」の創出
17:30	シャワー・夕食	石見和牛肉・地元野菜バーベキュー
19:30	オオサンショウウオ観察会	久喜コミュニティセンター周辺長瀬川
22:00	宿泊	農家民泊・民宿

2日目	内 容	備 考
7:30	草刈り	田舎暮らしの必須スキルの習得・実践
9:00	朝食	手作り朝ご飯
10:00	E-bike 散策～地元の「人」とのふれあい～	間歩～山野草～出羽かっぱ橋～出羽商店街～
12:30	昼食	石見ポーク・地元野菜のお好み焼き
14:00	座学（出羽学講座）・交流会	田所公民館
17:15	おみやげ購入	道の駅瑞穂
17:30	道の駅瑞穂～解散	19:04 広島駅新幹線口着（石見銀山号）

表 8-2 1泊2日ガイド入門ツアーの例（大森銀山×久喜銀山ガイド入門ツアー）

1日目	内 容	備 考
12:47	大森代官所跡着	10:00 広島駅新幹線口発
13:00	大森町の飲食店～昼食	あいさつ・自己紹介
14:00	座学～街並み散策	いも代官ミュージアム・熊谷家住宅
16:00	バス移動	
16:50	邑南町着	いこいの村しまね
17:30	座学	講演+質疑応答
19:00	夕食～交流会宿泊	想いの共有・意見交換
21:00	宿泊	

2日目	内 容	備 考
9:00	出発	
9:30	ガイドツアー	久喜林間学舎～大林採掘跡群～久喜製錬所
12:30	移動	
12:40	昼食	邑南町内の飲食店
13:40	移動	
13:50	ガイドツアー	岩屋間歩～
15:20	移動	
15:30	酒蔵見学	邑南町内の造り酒屋
16:20	移動	
17:00	おみやげ購入	道の駅瑞穂
17:30	道の駅瑞穂～解散	19:04 広島駅新幹線口着（石見銀山号）

第9章 史跡の整備

1. 方向性

史跡指定（令和3年10月）された後の史跡久喜銀山遺跡に関する行政としての整備は、指定から間がないこともあり、主要な遺構への誘導標識、県道の道路標識への案内表示などに限られており、国道（261号）への案内表示（史跡に関する道路標識）はない。

ただし、第5章「3. 整備の現状と課題」で示しているように、史跡指定以前に、遊歩道、案内板、説明板などを整備し、一部間歩については入口周辺の整備も行っている。また、住民・地域団体により、きめ細かな名称表示板などが設置され、瑞穂小学校の児童による案内板も設置されている。

こうした遊歩道や案内板・説明板などの中には老朽化しているものもある。

一方、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識、説明板、境界標等は未整備である。

こうしたこれまでの整備の状況や課題及び基本方針を踏まえ、史跡整備の方向性を次のように設定する。

○史跡指定地やその周辺の点検を定期的に行いながら、史跡の本質的価値の保存（保存管理）のための整備に取り組む。

→保存のための整備

○史跡久喜銀山遺跡の適正な活用を進めるため、既設の案内表示板や便益施設等の維持管理、遊歩道の整備・更新、案内板・誘導標識等の整備（更新、新設）、ガイダンス機能の整備などとともに、ソフト・ハードの両面から安全対策に取り組む。

→活用のための整備

2. 方法

整備の課題や基本方針等、及び方向性を踏まえ、その方法を保存と活用の視点から設定する。

なお、整備の前提として、遺跡（遺構）及び既存の施設等の定期的な点検を行い、そのデータを一元管理し、基礎資料として整備等に役立てる。

（1）主として保存のための整備

ア. 毀損又はその恐れがある場合の復旧などへの対応

- ・史跡久喜銀山遺跡を定期的に点検し、毀損が生じる可能性がある場合は、その防止対策や安全対策を講じる。
- ・煙道の現状や構造的な調査などを行い、計画的に保存修理などの対策を講じる。
- ・その他の本質的価値を構成する要素などが、災害や鳥獣被害、経年劣化等で毀損している（した）場合は、応急的な対策を含め復旧に適切に対応する。

イ. 保存施設及び収蔵庫等の整備・更新

- ・史跡の標識（史跡名称、指定年月日等の表示）を、原則、4つの主要な遺跡（大林採掘跡群、縄手吹所跡、床屋吹所跡、久喜製錬所跡）に設置する。
- ・史跡久喜銀山遺跡の説明板の計画的な設置や必要に応じた修繕・更新を図る。
- ・個々の遺構等の場所、名称を示す名称表示板の必要に応じた更新、新設を計画的に行う。
- ・利用のマナーや禁止事項、危険箇所、緊急時の対応等を記した注意標識の設置又は案内板・説明板への表示（併記）を行う。
- ・説明内容の伝達においては、二次元バーコードなどICT（情報通信技術）を活用した説明・

情報提供を検討する。

- ・追加指定を勘案しながら、境界標の設置について検討する。
- ・発掘調査で出土した遺物、その他史跡久喜銀山遺跡に関する資料等を収蔵（展示も検討）する施設の確保・整備に努める。

ウ. 防災・防犯に留意した整備

- ・これまでの本町や久喜・大林地区の災害の状況や土砂災害警戒区域等の指定状況とともに、近年の気候変動等を踏まえ、史跡の整備においては防災面にも留意する。
- ・利用者への安全に関する啓発や情報提供等（主としてソフト対応）と併せて、遺構や遺物、整備した施設等を防犯面からも守るために、注意札の設置又は説明板等への注意内容の表示を図るとともに、必要に応じて防犯施設（防犯カメラ等）の整備を検討する。

エ. 鳥獣被害対策

- ・来訪者の安全確保、遺構の保存、整備した施設等の保全の観点から、鳥獣被害対策をソフト・ハードの面から検討する。

（2）主として活用のための整備

ア. 整備基本計画及び設計等への対応

- ・史跡の整備のための委員会（本委員会又は別途委員会の設置）を開催することとし、都市計画や造園等の専門家の参加を図る。
- ・本史跡の保存・活用を整備の面から具体化するため、本計画に基づき、公開・活用、管理・運営等を含めた整備基本計画の策定を図る。
- ・整備基本計画においては、久喜地区、大林地区それぞれで採掘、製錬等をセットで取り扱うこと、更には鉄の生産遺構の調査が進んだ場合には、それを含めた体験・学習ができるようにすることの視点も持つて策定に取り組む。
- ・本計画及び整備基本計画に基づき、財政（予算）や事業実施体制と調整して、整備する対象・範囲について方向づけし、基本設計・実施設計の作成を図る。
- ・整備基本計画や設計を的確に実施できるよう、前述の遺跡の測量調査やドローン等の活用を含め、現状の詳細な把握及び測量図の作成を図る。
- ・整備の終了時には、整備事業報告書を作成する。

イ. 遺構の表現や野外展示施設等の検討

- ・遺構の保存や利用における安全性の確保を前提に、維持管理や理解のしやすさ、魅力度（人々の誘引性）の確保、費用対効果などを考慮しつつ、遺構の露出展示（保存対策を含む）、遺構表示（地下遺構の平面又は立体的な表示）を検討する。
- ・主要な遺構又はそれを含む範囲の模型（遺構模型、地形模型等）を、野外に展示できるものとして製作・整備することを検討する。
- ・I C T（AR等）の活用による遺構の表現などについて検討する。

ウ. 安全な利用のための対策

- ・坑道等の史跡の活用においては、転落防止など来訪者等が安全・安心して史跡を利用できるよう、ソフト・ハードの両面から安全対策を講じる。
- ・勾配がきつい遊歩道等には手すりを設置するなど、安全対策・バリアフリーの観点からも整備に取り組む。

エ. 樹林等の適切な管理

- ・一般社団法人コミュニティパートナーズや住民・地域団体と連携して、史跡久喜銀山遺跡の遺構やその周辺などにおける竹やぶや倒木、雑草の処理に取り組む。

オ. アクセスの整備・充実と駐車への対応

- ・史跡へのアクセスを充実・強化するため、関係機関と協議・連携し、道路標識への案内表示、誘導標識等の設置に取り組むとともに、史跡へのアクセス方法の情報発信に取り組む。
- ・史跡指定地の近接地において、駐車場・駐車スペースの確保・整備に努めるとともに、その情報発信に取り組む。

カ. 遺跡（遺構）への園路等の確保・充実と周遊ルートづくり

- ・主要な遺構等につながる遊歩道等の確保・充実に努める。
- ・史跡久喜銀山遺跡一帯において、住民・地域団体等と連携しながら、主要な遺跡（遺構）や関連施設などをめぐる周遊ルートの設定に取り組むとともに、ルート沿いなどにおいて案内板・説明板、誘導標識等の案内表示板の整備・充実を図る。

キ. 安全で人にやさしい環境づくり

- ・山中に位置する鉱山跡の遺跡であることを鑑み、緊急時の連絡先や連絡網、救助・保護の体制を整えるとともに、転落防止柵や防犯施設の設置など整備面からも安全対策を図る。
- ・遺構の保存を前提に、障害者・高齢者、その他要配慮者の利用、史跡の景観などを考慮しつつ、傾斜地への手すりの設置、分かりやすい案内板の表示など、安全で人にやさしい環境づくりを進める。

ク. デザインの共通性の確保やロゴマーク等の設定

- ・案内表示板（案内板、説明板、名称表示板など）については、デザインの共通性・統一性に努める。
- ・遺跡久喜銀山遺跡を表現するロゴマーク等を、子どもを含め住民・地域団体、更には町外からも図案等を募るなどして設定に努める。

ケ. 便益施設（休憩施設・トイレ等）の整備・充実

- ・史跡指定地やその周辺において、休憩施設やトイレ（トイレは史跡指定地外）などの整備・充実に努める。

コ. ガイダンス機能（施設等）の確保・充実

- ・住民・地域団体等と連携して、久喜林間学舎内にある「銀山資料展示室」の充実を図る。
- ・久喜コミュニティセンター、休憩所等において、パネル展示などによるガイダンス機能の整備・充実に努める。
- ・その他、既設の公共公益施設において、史跡久喜銀山遺跡に関するガイダンス機能（施設）の確保・充実について検討する。
- ・史跡に関する最新の情報を来訪者や住民等に提供するため、パンフレット等の作成・改訂、ホームページの的確な更新による情報発信などに取り組む。
- ・案内表示板を含め情報提供・ガイダンスにおいては、全町的な観点から、関係課と連携して、外国人（外国語）への対応を検討する。

サ. I C T を活用した情報発信・バーチャル体験機能の整備の検討

- ・邑南町観光協会や出羽自治会、その他関係団体、民間事業者と連携しながら、I C T（情報通信技術）を活用した情報発信機能の整備を検討する。
- ・史跡（遺跡）の現地でARを活用してバーチャル体験できるようにするなど、先端技術（I C T等）を活用した特色ある史跡整備を検討する。

第10章 運営・体制の整備

1. 方向性

史跡の確実な保存及び適切な活用には、史跡指定地の全てが民有地であるため、土地所有者の理解と協力と府内及び関係機関等との連携のもとに運営・体制の充実・強化を図る必要がある。

また、調査や保存・活用への助言・指導を得たり、連携して調査等を進めたりするため、史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会の委員、島根県文化財課及びその他の研究機関や学識経験者などとの連携・協力体制の充実・強化を図る。

当該史跡の活用などについては、行政と邑南町観光協会などの関係団体、地元出羽自治会など地域団体等が連携した地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組む体制の構築を図る。

また、ふるさとへの愛着や誇りを醸成し、地域を支える次世代の人材を育成するため、史跡の教育資源化の体制の構築を図る。

さらに、世界遺産「石見銀山遺跡とその文化的景観」が所在する大田市や久喜銀山を開発したとされる毛利氏の居城跡を有する安芸高田市、近隣市町の自治体（川本町、美郷町、広島県北広島町）などとの連携を図るとともに、地元出身者や久喜銀山や毛利氏などの既存ファン、邑南町（地元出羽地域）に関わる人々などのネットワークづくりに取り組み、幅広い協力や支援・連携のもとに、地域ぐるみ（地域社会総がかり）の体制の構築に努める。

2. 方法

本史跡の調査研究や保存（保存管理）、活用、整備を推進する体制の整備の方法を設定する。

こうした体制のもとで、とりわけ史跡の保存管理（維持管理）や活用においては、地域ぐるみ（地域社会総がかり）で取り組んでいく。

（1）史跡の保存・活用を着実に行う府内体制づくり

本史跡の調査研究や保存（保存管理）、活用、整備を適切に推進するために、学びのまち推進課において、これらの業務を担う人材育成や、文化財専門員の配置をはじめとする適切な人員配置を図る。

本史跡及びその他文化財の保存・活用に関しては、財政部門を含め府内の多くの部署が関係することになり、学びのまち推進課が中心となって、組織横断的な連携体制の構築・強化を図りつつ、連絡調整や情報の共有化、及び施策・事業の展開などを図る。

（2）関係機関等との連携

ア. 町内外の人々・団体等とのネットワークづくり

- ・久喜銀山振興協議会（久喜・大林銀山保全委員会、地元自治会、久喜銀山ガイドの会など）を中心に、町民はもとより、史跡久喜銀山遺跡保存活用委員会等の専門的な連携・協力体制、及び久喜銀山や毛利氏などに関心のある人々を含め、本史跡の保存・活用を応援し、支える町内外の人的なネットワークづくりに努める。
- ・久喜銀山振興協議会（所属団体、会員等）は、本史跡の管理団体である邑南町と連携し、本遺跡の保存・活用を主体的に進めることとする。本町は、久喜銀山振興協議会（所属団体、会員等）との連携のもとに、当該団体の持続的な支援に取り組む。
- ・大田市や津和野町（旧堀氏庭園、笛ヶ谷鉱山等）、安芸高田市（毛利氏の居城（国史跡郡山城））、近隣市町の自治体（川本町、美郷町、広島県北広島町など）、及びその他関係する自治体・地域との連携を図る。

- こうしたネットワークと庁内体制、関係する自治体・地域等の連携を図りつつ、地域ぐるみ（地域社会総がかり）による本史跡の保存・活用を目指す。

イ. 情報の提供（共有化）・発信の体制づくり

子どもから高齢者まで多様な世代が史跡久喜銀山遺跡について理解し、興味を持つてもらえるよう、本史跡やその他文化財に関わる情報の提供・発信、啓発を担う体制の充実・強化に努める。

ウ. 史跡の教育資源化の体制づくり

学校現場及び地域が、教育資源として史跡久喜銀山遺跡を活用できるよう、地域住民や町内学校関係者と連携した体制を確保・充実させる。

エ. 国・県との連携

文化財保護に関して国・県との連携を図り、適宜相談し、指導・助言を得られるようになるとともに、調査や史跡整備の支援確保に努める。

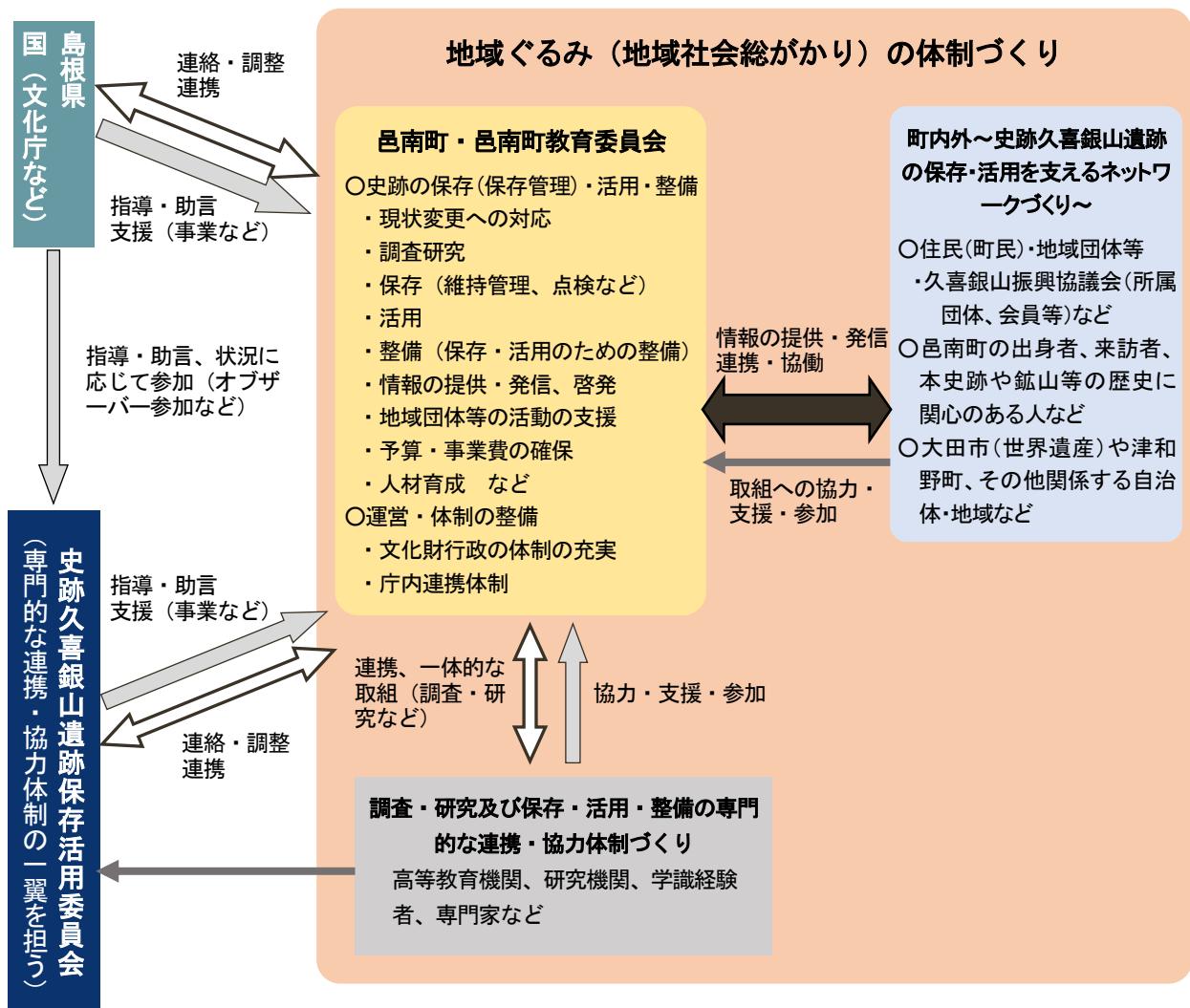


図 10-1 史跡久喜銀山遺跡の保存・活用・整備に関わる運営・体制

第11章 施策の実施計画

1. 実施計画の時期区分の設定

本計画の計画期間は、第1章「6. 計画の実施」で示しているように、令和6年度(2024年度)から令和15年度(2033年度)の10年間としている。

この期間に施策・事業を計画的に進めるため、実施時期を次のように前期と後期に分けることとする。

○前期：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)

○後期：令和11年度(2029年度)～令和15年度(2033年度)

実施時期の区分のうち前期は、一般的に中期計画といわれる期間であり、施策・事業の実施計画は年度単位でプログラムを作成する。

2. 実施計画のプログラム

実施計画については、前述の実施時期の区分のもとに、第5章から第9章において明記している施策・事業を位置づける。

特に、本史跡においては、史跡の調査研究の成果に基づく活用や整備を実施するために、本計画期間における最優先課題を調査研究の推進とする。このため、施策・事業によっては、事業着手が本計画期間の後期もしくは、次期計画の期間になる場合も想定される。

施策・事業については、新規及び継続、拡充の事業を明らかにする。なお、継続・拡充は、これまで行った経験のある事業等を対象としており、必ずしも本計画期間の前年度に行った場合ではない。

表11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組） (1/4)

区分	施策・事業 (新規・継続・拡充)	前期：令和6年度(2024年度)～令和10年度(2028年度)					後期：～2033年度	
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	～令和15年度 (2033年度)	
調査	考古学的調査 (新規)	大林採掘跡 群等の測量 調査	大林採掘跡 群等の測量 調査	大林採掘跡 群等の測量 調査	同左 大林採掘跡 群の発掘調 査	発掘調査 山の内吹所 跡の考古学 的調査	発掘調査 考古学的調査 その他重要遺構の考 古学的調査	
	文献調査 (継続)							
	自然科学的・理化学的調 査、地質調査等 (新規)			坑道の活用 の検討	地質調査、危 険箇所の確 認等	地質調査、危 険箇所の確 認等		
	調査成果・情報の公開・ 活用 (拡充)							

※計画期間 — 実線（黒）：実施予定

— 実線（灰色）：体制の確保（要請等に応じて実施）

— 破線：実施を検討又は積み残した事業への対応

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

(2/4)

区分	施策・事業 (新規・継続・拡充)	前期：令和 6 年度(2024 年度)～令和 10 年度(2028 年度)					後期：～2033 年度	
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	～令和 15 年度 (2033 年度)	
保存 (保存 管理)	現状変更等への対応 (継続)							
	史跡の保存措置 (新規)						整備における保護盛 土等	
	史跡の維持管理と点 検 (継続)						必要に応じて方 法・体制を見直し	
	安全の確保及び防犯 対策 (継続)	安全 確保 に は適宜対応	同左：以 下 (右)も同様			防犯対策	整備の進捗を踏まえ た対応	
	保存施設の整備・更 新 (拡充)							
	防災対策と史跡の保 存管理 (拡充)						整備の進捗を踏まえ た対応	
	貴重な動植物の保護 と鳥獣被害への対策 (拡充)							
	史跡の保存管理など における先端技術の 活用 (新規)						ドローンの活用など	
	追加指定 (新規)							
	土地の公有化 (継続)							
活用	史跡に対する関心を高 め、理解を深めるための 活用 (継続)							
	理解を高める場として 整備し、魅力発信の場と して活用 (継続)							
	地域住民が参画する史 跡の活用 (継続)							
	学びの場としての活用 (継続)							
	史跡と周辺文化財、周辺 施設、ひと・周辺地域と が一体となった活用 (拡 充)	これまでの取 組を継続	同左	同左	同左			

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

(3/4)

区分	施策・事業 (新規・継続・拡充)	前期：令和 6 年度(2024 年度)～令和 10 年度(2028 年度)					後期：～2033 年度 ～令和 15 年度 (2033 年度)
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	
整備 として 保存 のため の整備	毀損又はその恐れがある場合の復旧などへの対応（継続）						
	保存施設及び収蔵庫等の整備・更新（拡充）					■■■■■	
	防災・防犯に留意した整備（新規）					■■■■■	
	鳥獣被害対策（継続）						
	整備基本計画及び設計への対応	■■■■■ 計画策定の準備等	整備基本計画	同左			■■■■■■■■■■ 整備事業報告書の作成（終了時）
	遺構の表現や野外展示施設等の検討（新規）						工程（優先順位）のもとに計画的に整備 一連の整備は後期の期間内での完成を目指す 状況に応じて、第 2 期整備事業等を検討
	安全な利用のための対策（継続）	情報提供・注意喚起	情報提供・注意喚起	情報提供・注意喚起	情報提供・注意喚起	環境整備 情報提供・注意喚起	環境整備 情報提供・注意喚起
	樹林等の適切な管理（継続）						
	アクセスの整備・充実と駐車への対応（拡充）					■■■■■ 前倒しの検討	道路・交通については 関係課及び関係機関と調整・連携
	遺跡（遺構）への園路等の確保・充実と周遊ルートづくり（拡充）					■■■■■ 前倒しの検討	周遊ルートづくりは関係課及び住民・地域団体等と協議・連携
主として活用のための整備	安全で人にやさしい環境づくり（拡充）					■■■■■ 前倒しの検討	地形・立地環境を考慮し、実現可能性を検討
	デザインの共通性の確保やロゴマーク等の設定（新規）				■■■■■ 設計への反映	■■■■■ 設計・整備への反映	■■■■■ 整備への反映
	便益施設（休憩施設・トイレ等）の整備・充実（継続）						■■■■■ 維持管理等について 住民・地域団体等と協議・連携
	ガイダンス機能（施設等）の確保・充実（拡充）				■■■■■ 既存施設を含めた検討 情報提供・発信	■■■■■ 既存施設を含めた検討 情報提供・発信	■■■■■ 既存施設を含めた検討 情報提供・発信
	I C T を活用した情報発信・バーチャル体験機能の整備の検討（新規）						■■■■■ 町全体の先端技術活用と調整

表 11-1 実施計画の総括表（取組一覧：具体化を目指す取組）

(4/4)

区分	施策・事業 (新規・継続・拡充)	前期：令和 6 年度(2024 年度)～令和 10 年度(2028 年度)					後期：～2033 年度 ～令和 15 年度 (2033 年度)
		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 9 年度 (2027 年度)	令和 10 年度 (2028 年度)	
運営・体制	史跡の保存・活用を着実に行う府内体制づくり（拡充）						前期の状況を踏まえ、必要に応じて、府内体制のあり方の再構築
関係機関等との連携	町内外の人々・団体等とのネットワークづくり（拡充）	文化財担当と関係課の情報共有・連携（右も同様）					前期の状況を踏まえ、必要に応じて、府内体制のあり方の再構築
	情報の提供（共有化）・発信の体制づくり（拡充）	ネットワーク（体制）づくり→活動	ネットワーク（体制）づくり→活動	ネットワーク（体制）づくり→活動	活動（適宜、体制の充実）	活動（適宜、体制の充実）	前期の状況を踏まえ、必要に応じて、ネットワークづくりの再構築を検討
	史跡の教育資源化の体制づくり（拡充）						
	国・県との連携（継続）						

第12章 経過観察

1. 経過観察の方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や地域団体等の協力と参画を得ながら、将来にわたり持続的に保存（保存管理）に取り組むことが必要である。

また、本史跡の保存・活用、とりわけ活用は文化財担当（学びのまち推進課文化財係）だけではなく、様々な主体が関係することとなり、そのための連携体制の充実も求められる（第10章を参照）。さらに、限られた財源を有効に活用する視点が不可欠であり、保存（保存管理）や整備・活用などの取組の実効性を高めていくことが重要である。

このため、施策・事業の定期的な経過観察を行うことで、現況を把握・分析し、適宜、問題点などを改善していくことが求められる。

この経過観察は、本史跡の保存・活用に関わる邑南町教育委員会が責任を持って行うとともに、情報等の収集・整理と共有化及び協議を行うこととする。加えて、地域住民や地域団体等が主体となった取組（活動）については、邑南町教育委員会が、その取組内容や進捗状況、成果などを聞き取り、経過観察として整理する。

こうした経過観察の結果（評価等）は、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料としていく。

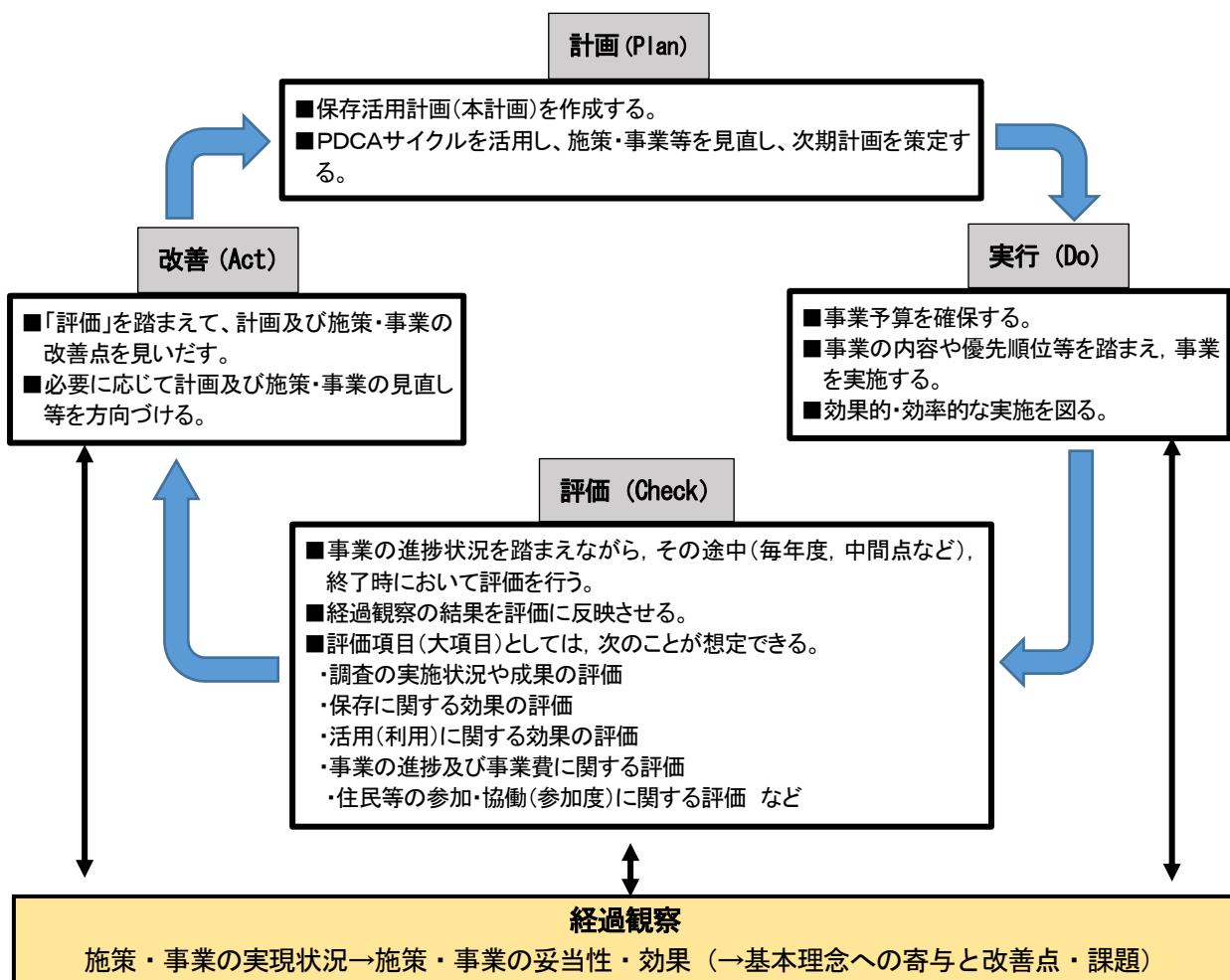


図 12-1 計画策定（改訂）や措置の実施・評価に関わるPDCAサイクルの考え方と経過観察

2. 経過観察の方法

経過観察は、学びのまち推進課が中心となって行うこととし、大きくは次の3段階で取り組む。その結果を踏まえ、計画や施策・事業の見直し・改善、及び効果的な事業の実施を図る。

本計画の計画期間のうち前期（5か年）の経過観察は、現状把握及び施策・事業の実施状況の確認（第1段階）が主となり、実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価にも取り組む。なお、第1段階で使用する自己点検表の案を次頁に記載しており、実際の点検の段階で適宜、改善する。

また、後期についても、現状把握及び施策・事業の実施状況の確認を行うとともに、実施した事業の妥当性・効果の確認及び評価を行う。

第3段階である大綱（目指す将来像）への寄与と改善点・課題の把握については、本計画の見直しに際して行うことを基本とし、状況に応じて前期の終了時などにも行うことを検討する。

第2段階・第3段階の評価等に関しては、学びのまち推進課及び庁内（連携体制）における協議に加え、外部評価（委員会、ヒアリング・アンケート調査等）について検討する。

こうした作業を通じて、本計画期間における積み残した課題、新たな課題を把握し、PDCAサイクルを活用し、施策・事業の改善などに反映させるとともに、本計画の見直し（次期計画の策定）を図る。

また、本計画の見直し（次期計画の策定）時には、改めて保存活用委員会を招集し、実施した施策・事業の妥当性・効果の確認及び評価を行うこととする。

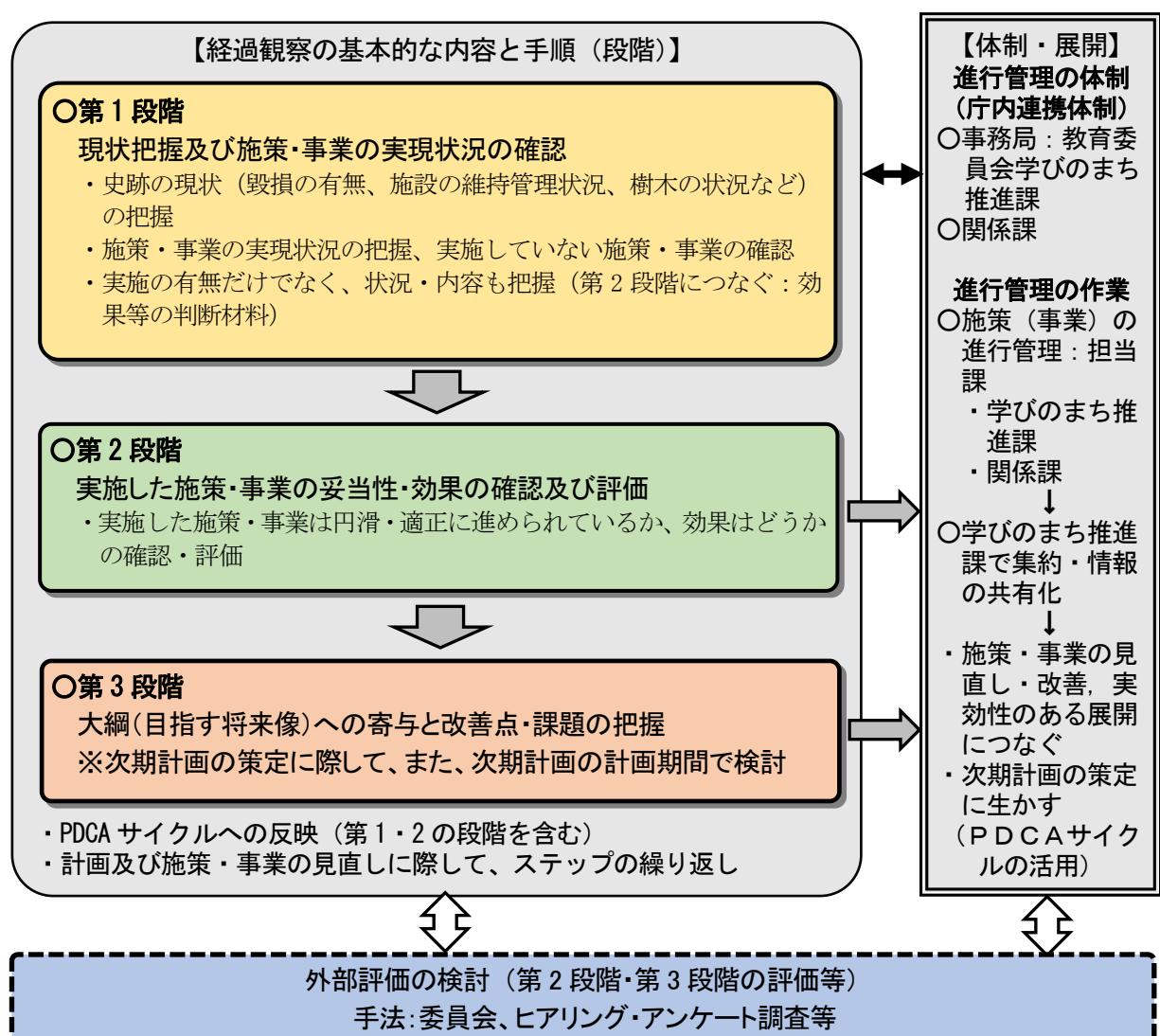


図 12-2 経過観察の基本的な内容と手順（段階）及び展開

表 12-1 実施計画の内容に基づく自己点検表（案）…第1段階

(1/2)

史跡久喜銀山遺跡 自己点検表（案）						
作成年月日	令和 年（ ） 月 日					
作成	課 作成者：					
項目	施策・事業		取組状況			
			未取組	計画中	取組中	備考（現状、目的、成果等を記入）
調査	考古学的調査					
	文献調査					
	自然科学的・理化学的調査					
	地質調査等					
	調査成果・情報の公開・活用					
保存 (保存管理)	現状変更等への対応					
	遺構・遺物の適切な保存					
	追加指定					
	土地の公有化					
活用	史跡に対する関心を高め、理解を深めるための活用					
	理解を高める場として整備し、魅力発信の場として活用					
	地域住民が参画する史跡の活用					
	学びの場としての活用					
	史跡と周辺文化財、周辺施設、ひと・周辺地域とが一体となった活用					
整備	保存のための整備	毀損又はその恐れがある場合の復旧などへの対応				
		保存施設及び収蔵庫等の整備・更新				
	主として活用のための整備の課題	防災・防犯に留意した整備				
		鳥獣被害対策				
	整備の課題	整備基本計画及び設計への対応				
		遺構の表現や野外展示施設等の検討				
	活用のための整備の課題	安全な利用のための対策				
		樹林等の適切な管理				
	整備の課題	アクセスの整備・充実と駐車への対応				
		遺跡（遺構）への園路等の確保・充実と周遊ルートづくり				
	整備の課題	安全で人にやさしい環境づくり				
		デザインの共通性の確保やロゴマーク等の設定				
	整備の課題	便益施設（休憩施設・トイレ等）の整備・充実				
		ガイダンス機能の確保・充実				
	整備の課題	I C T を活用した情報発信・バーチャル体験機能の整備の検討				

※参考資料：『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』(平成 27 年 3 月 文化庁文化財部記念物課)

表 12-1 実施計画の内容に基づく自己点検表（案）…第1段階

(2/2)

項目	施策・事業	取組状況			
		未取組	計画中	取組中	備考（現状、目的、成果等を記入）
運営・体制	史跡の保存・活用を着実に行う府内体制づくり				
関係機関等との連携	町内外の人々・団体等とのネットワークづくり				
	情報の提供（共有化）・発信の体制づくり				
	史跡の教育資源化の体制づくり				
	国・県との連携				

史跡久喜銀山遺跡

保存活用計画

令和6(2024)年3月

発行 邑南町教育委員会

編集 邑南町教育委員会 学びのまち推進課

〒696-0192

島根県邑智郡邑南町淀原 153-1

Tel : 0855-83-1127

Fax : 0855-83-2013

E-mail : bunkazai@town-ohnan.jp
